

令和 8 年 7 月 3 1 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

2. 入札参加資格停止業者：光南建設株式会社

住所：沖縄県宜野湾市宜野湾 3－2－16

2. 入札参加資格停止期間：令和 8 年 7 月 3 1 日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで（4 カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：全地域

4. 事実概要：

光南建設株式会社は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日に沖縄県知事より 30 日間の営業停止処分を受けた。

5. 入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 17 年 1 1 月 3 0 日付要領第 96 号）別表第 2 第 10 号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分	
地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課